

2008年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験 第2次審査
試験問題

法律科目試験
（民事訴訟法）

解答用紙は問題ごとに分かれているので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法もケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは鉛筆）、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は監督者の許可を得ること）、その他監督者が特に許可したもののほかは使用できない。これ以外の携行品は、監督者の指示に従って所定の場所に置くこと。
4. 問題紙の本文は、2頁ある。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が2枚1組、第2問が2枚1組の計4枚である。解答用紙の左上にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 解答は、ペンまたは鉛筆で記入すること。
8. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
9. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
10. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示に従うこと。
11. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退出できない。
12. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
13. 携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
14. 試験時間中の飲食は禁止する。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことを認めるが、机の上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足元に置き、机の上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2008年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験問題 法律科目試験

（民事訴訟法）

第1問（50点）

山田花子は、夫の山田太郎名義のクレジットカード（京阪神信販株式会社発行）のキャッシング機能を利用して、平成16年8月1日に、京阪神信販株式会社から200万円を借り受け、高価な装身具を夫に相談することなく購入した。上記クレジットカードの利用代金は、太郎が給与振込用として利用していた預金口座から口座振替により支払うことになっていたが、太郎が給与振込口座を変更したため預金残高が不足し、平成16年10月分から上記クレジットカードの毎月の返済額を引き落とすことができなくなってしまった。信販会社から何度か督促状が送られてきたが、花子は何ら太郎に事情を話すことなく放置した。

そこで、信販会社は、支払請求訴訟を提起することとし、平成17年4月1日、太郎を被告と表示した訴状および口頭弁論期日の呼出状が送達され、花子が同居者として同訴状を受領したが、花子は、そのことも太郎に伝えることはしなかった。

その後、太郎が口頭弁論期日に出頭しないまま信販会社の請求を全面的に認容する判決が下され、平成17年7月10日、同判決の正本が送達され、これも花子が受領し、太郎にそのことを伝えることもしなかった。

花子が、この一連の事態を太郎に隠し通そうとしたのは、キャッシングの用途が太郎に内緒での分不相応な買い物であったというだけではなく、太郎と花子の夫婦仲が険悪であり、太郎の外泊も多く、たまに帰宅したときにも、両者の間で会話ができるような状況でなかったからである。

信販会社の担当社員も、太郎と花子が離婚寸前であることを、本件訴訟の提起前に薄々知っていたが、確証があったわけでもないのに、そのことを上司に報告することはなかった。

平成17年9月5日、同判決に基づき太郎の給料債権を差押える旨の命令が太郎の勤務会社に届き、太郎は、はじめて上記の諸事情を知ることになった。

太郎は、花子によるキャッシング・装身具購入の事実も、訴訟の提起を受けたことも、敗訴判決があったことも全く知らなかったから、上記判決の効力は自分に及ばないと主張した。このような主張は認められるか。また、太郎には、このような事態に対する何らかの対応策があるか。

2008年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

第2問

第1問とは異なり、太郎は、平成17年7月14日、花子が放置していた判決正本を偶然見つけ、自分が敗訴判決を受けたことを知り、直ちに控訴を提起したとする。太郎は、田中弁護士にこの控訴事件の処理を委任し、上告や反訴の提起、和解締結等の権限も与える旨の委任状を交付した。

田中弁護士は、被控訴人である信販会社と交渉して、つぎのような内容の訴訟上の和解を締結し、その調書も作成された。

和解条項は、①借入金と利息の合計金200万円を20回に分けて、月10万円ずつを平成17年9月から支払う、②この分割債務を担保するために、太郎所有の家屋に2番抵当権（1番抵当権は、住宅ローンの担保である）をつけ、その設定登記をなす、③遅延利息は免除する、というものであった。

小問（1）（15点）

太郎は、上記和解条項②のような和解をなす権限を田中弁護士に与えた覚えはないから、和解条項②の効力は認められないと主張した。このような主張は認められるか。

小問（2）（35点）

他方、信販会社が、上記②の条項に基づき抵当権の設定登記をしようとしたところ、目的家屋は離婚に伴う財産分与としてすでに花子にその所有権が移転されており、その旨の登記もなされていたため、抵当権の設定登記を受けることはできないことが判明した。この場合、信販会社には、どのような対応策が認められるか。